

三重大学教育学部研究紀要投稿規約

(昭和 49 年 5 月 8 日制定、平成元年 2 月 22 日改正、
平成 15 年 7 月 9 日改正、平成 20 年 6 月 11 日改正、
平成 26 年 5 月 14 日改正)

1 募集

広報委員会は、毎年度初めに、各部門毎の原稿募集要項を教授会において公表し、所定の場所に公示するものとする。

2 投稿資格

執筆者は原則として本学部教員とする。ただし、本学部教員以外の者の執筆は本学部教員との連名の場合に限る。本学部教員以外の執筆者についてはその所属、職名を記入する。

3 発刊部門

研究紀要の発刊部門は原則として、自然科学、人文科学、社会科学、教育科学とする。ただし、部門の選択は各人の自由とする。

4 発行回数

研究紀要の発行回数は原則として各部門とも年 1 回とする。

5 投稿申込みカード

投稿予定者は所定の投稿申込みカードに必要事項（氏名、予定題目、所属投稿部門、予定枚数及び別刷希望部数等）を記入し、締切り 1 ヶ月前までに広報委員会委員に提出するものとする。

6 締切り日

投稿締切り日は、原則として 10 月の第 3 月曜日とする。ただし、広報委員会は、各部門の事情に応じて、その日の前後 20 日以内の範囲で各部門の締め切り日を調整することができる。

7 受理日

原稿は必要事項を記入した研究紀要投稿票を添えて広報委員会委員に提出する。広報委員会委員は受取った原稿の受領書を発行する。委員会は受理年月日を原稿の所定の場所に記入し、全部の原稿が提出されるまでこれを保管するものとする。

8 投稿原稿

- (1) 投稿原稿は原則として未発表のものとする。
- (2) 原稿は電子ファイルで提出する。その分量は、刷り上がり頁数で概ね 16 頁（和文の場合は 400 字詰め原稿用紙に換算して 75 枚相当、欧文の場合は A4 用紙片面にダブルスペースでタイプしたものに換算して 30 枚相当）を超えないものとする。また、図表は、適宜換算してこの頁数に収まるように字数を調整する。ただし、原稿の分載その他全般的編集に関しては、広報委員会に一任するものとする。
- (3) 前項の制限を超える原稿は、相応の理由があるものに限り、広報委員会の判断により受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
- (4) 書式その他体裁に関しても広報委員会に一任するものとする。
- (5) 和文論文題目には欧文訳を、欧文論文題目には和文訳を必ず付記するものとする。
- (6) 筆頭執筆者は、同一年度一人一編を原則とする。

(7) 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載したりする場合、著作権に関わる問題や法令上の手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。

(8) 掲載された論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負うものとする。

9 執筆者校正

(1) 執筆者校正は、原則として再校までとする。

(2) 校正は誤植の訂正以外は認めない。

(3) 校正のための原稿とゲラ刷はすべて印刷所から執筆者への直送によるものとし、指定期日までに校正して印刷所宛返送するものとする。期限に遅れた場合には掲載を延期することがある。

10 別刷

別刷は一編につき 30 部までは無償とする。これを超える部数を必要とする場合や特殊印刷（カラー写真等）を希望する場合の印刷経費は、原則として執筆者が負担するものとする。

11 論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

(1) 掲載された論文等は、原則として電子化し、三重大学学術機関リポジトリ 研究教育成果コレクション MIUSE（以下「MIUSE」という。）等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

(2) MIUSE における公開については、MIUSE 運用指針に定めるところによる。

12 刊行物

原則として CD-ROM 版（無償）のみを刊行する。ただし、希望者には、冊子体を提供するが、それに関わる印刷経費はすべて希望者が負担するものとする。